2023 年 6 月 22 日

株主の皆様へ

株式会社　朝日ラバー

「第 53 回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）」の一部修正について

「第53回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

修正内容

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要の一部を修正させていただきます。

修正箇所（下線を付しております。）

１．「第 53 回定時株主総会資料」２ページ 25 行目

（修正前）

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役は月１回の定例取締役会、定例経営会議のほか必要に応じ開催し、職務の執行に係る報告及び重要事項の決定並びに他の取締役の業務執行状況の監督を行います。

（修正後）

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役は月１回の定例取締役会、定例経営会議のほか必要に応じ<u>会議を</u>開催し、職務の執行に係る報告及び重要事項の決定並びに他の取締役の業務執行状況の監督を行います。

２．「第53回定時株主総会資料」３ページ ７行目

（修正前）

⑤　会社の使用人及び子会社の取締役並びに子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社では「誠実で健全な経営」を目指し、社会的責任を自覚して法令や社内ルールを遵守し、企業倫理に基づいた行動に努めます。法令・定款違反、社内規則違反、企業倫理に反する行為等が行われていることを知ったときは、電話、電子メール、書面、面談などによる社内相談のほか、ヘルプラインによる弁護士への報告、代表取締役社長への報告により、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講じます。

（修正後）

⑤　会社の使用人及び子会社の取締役並びに子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社では「誠実で健全な経営」を目指し、社会的責任を自覚して法令や社内ルールを遵守し、企業倫理に基づいた行動に努めます。法令・定款違反、社内規則違反、企業倫理に反する行為等が行われていることを知ったときは、電話、電子メール、書面、面談などによる社内相談のほか、管理担当役員、管理総括責任者、監査等委員である取締役、また、社外窓口を設けてヘルプライン通報窓口の従事者として定めて、通報できる体制を周知し、代表取締役社長が体制を整備し、総括することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講じます。

３．「第53回定時株主総会資料」３ページ 13行目

（修正前）

⑥　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る情報の管理及び保存に関する体制

（修正後）

⑥　子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の管理及び保存に関する体制

４．「第53回定時株主総会資料」３ページ 28行目

（修正前）

⑧　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（修正後）

⑧　子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以上